

## 燃料電池列車に係る導入支援制度の創設を求める意見書

温室効果ガス排出削減の国際的枠組みであるパリ協定が、平成28年11月に発効し、世界は脱炭素社会の実現に向け着実に進み始めている。

こうした中、究極のクリーンエネルギーである水素の活用が注目されており、我が国においては、平成26年12月に世界で初めて燃料電池自動車の一般販売が開始され、以降、燃料電池フォークリフト、燃料電池バスなどの水素エネルギーを活用した様々なモビリティの市場投入が実現するなど、水素社会の実現に向けた動きが加速化している。

本県においても、地方から水素社会を実現させるべく、燃料電池自動車の公用車への率先導入、中四国初「自然エネルギー由来水素ステーション」の県庁敷地内への設置、四国初となる事業者の「移動式水素ステーション」の整備を実現してきたところである。

今後、平成29年1月に施行した徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例に基づき、脱炭素社会の実現に向けた水素エネルギーの最大限導入を図っていくため、現在、研究開発、実証実験が行われている燃料電池列車の早期実用化に大いに期待しているところである。

しかしながら、実用化に向けては、更なる技術革新や規制緩和によるコスト削減、性能向上などが必要不可欠であり、その動きを加速させるためには、国の強力な支援が必須である。

よって、国においては、本年4月の再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議において、安倍首相が「世界に先駆けて水素社会を実現する」と述べており、その歩みを着実なものとするためにも、国を挙げて燃料電池列車の更なる開発支援策を講じるとともに、導入に向けた支援制度を創設するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月5日

徳島県議会議長 木 南 征 美